

# 金沢市スポーツ施設 自動販売機設置事業者選定プロポーザル仕様書

## 1 自動販売機の設置期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

## 2 対象施設及び設置台数

71台（別紙1のとおり）

※全台数一括で設置事業者を募集します。

※正式な設置台数の確定については、設置候補者との協議によって決定します。

## 3 自動販売機本体について

- (1) 設置する自動販売機は、可能な限りユニバーサルデザインの機種を提案すること。
- (2) 設置にあたっては、日本自動販売機工業会「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策を行うこと。ただし、アンカー止めをしない方法とする。
- (3) 提案書には、転倒防止対策、ユニバーサルデザイン、機能上の特徴（ICカード対応等）について具体的に記載すること。
- (4) 設置可能な自動販売機の大きさは、概ね1㎡とする。ただし、設置個所に余裕がある場合は、1㎡を超える機種を提案することを可能とする。  
※必ず、現地を確認して提案すること。
- (5) 自動販売機のラッピングデザインは、施設のイメージを損なわないようなデザインとすること。
- (6) 自動販売機には、電気料金を積算するための子メーターを設置すること。

## 4 取扱商品及び販売価格

- (1) 取扱商品は、別紙1を参考とし、売上向上につながる提案をすること。ただし、ガラス製の容器に入ったもの及び酒類、麺類の販売は不可とする。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（メーカー小売希望価格）以下とすること。
- (3) 取扱商品は、常にお客様のニーズを把握し、売れ筋商品を取り扱うこと。
- (4) 自動販売機での取扱商品については当事業団の意向を踏まえた内容とし、複数台が同一のスペースに設置されている施設においては設置台数の半数以上はミックスベンダーもしくは異なるメーカーの商品とすること。  
ただし、同一スペースに3台設置されている場合は、2台まで同一メーカーを可能とする。

## 5 商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理について

- (1) 提案書には、商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理について具体的な措置を記載すること。
- (2) 品質ISOの認証を取得している場合は記載すること。

- (3) 販売する商品は、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機設置自主ガイドライン」等を遵守し、衛生管理に万全を尽くすこと。

## 6 商品の補充及び容器回収とその処分について

- (1) 提案書には、商品の補充及び容器等回収とその処分についての考え方を具体的に記載すること。
- (2) 自動販売機に併設して、商品の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた空容器回収箱を設置の上、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理すること。
- (3) 補充及び回収は、最低週1回以上自主的に行うこととし、設置施設から補充及び回収の指示があった場合は、曜日を問わずその都度迅速に対応すること。

## 7 緊急時及びトラブル対応について

- (1) トラブルや緊急事態に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (2) 自動販売機の故障やトラブルなどによる問合せ及び苦情等の対応のため、自動販売機本体に連絡先等を明記すること。なお、対応の方法及び対応可能な時間帯等も記載すること。
- (3) 防犯対策を徹底すること。また、盗難や破損、故障があった場合は、速やかに代替機を設置すること。

## 8 費用等の負担について

以下の費用等については、設置者の負担とする。

- (1) 自動販売機の設置、営業、撤去、施設の原状回復に関する一切の費用。
- (2) 設置に係る敷地使用料（金沢市が定める行政財産使用料）は設置者の負担とし当事業団からの請求に基づき納入すること。
- (3) 設置者は売上本数（個数）に応じた手数料及び自動販売機の営業に伴う電気料相当額を当事業団に納入すること。
- (4) 提案によって採用され、費用が発生するもの。

## 9 引継業務

設置事業者が変更になる場合は、速やかに新旧設置事業者において自動販売機の入替えに関する協議を行い、協議結果を当事業団に報告し、承認を得ること。

なお、自動販売機の入替えにあたっては、お客様の利便を損なわないよう当事業団と協力し、実施すること。

## 10 その他

- (1) 現在の設置場所からの変更や自動販売機の増設、取扱商品の変更なども提案可能とする。ただし、増設を提案する場合、金沢市から敷地使用の許可が認められないときは増設できない。

- (2) 設置するすべての自動販売機のフルメンテナンス対応ができること。
- (3) 自動販売機の売上は毎月月末で締切り、翌月10日までに売上本数、売上金額、手数料額、電気料を記載した報告書を当事業団に提出すること。また、その報告書をもとに締切月の翌月20日までに手数料及び電気料を当事業団の指定口座に振り込むこと。
- (4) 手数料率の提案は、取扱商品（缶・ペットボトル、紙コップ、アイスクリームなど）ごとに提案すること。
- (5) 当事業団が実施するスポーツ振興事業への協力に係る「協賛金」「協賛品」についての提案は、契約期間内における各年度単位で記載すること。
- (6) 契約期間中に、施設の休業等で自動販売機の営業休止、撤去、移設などを求められた場合は、それに応じること。